

国 保 こくほ

簡単・便利な 口座振替をオススメします

国民健康保険税は口座振替で納付することができます。口座振替は、ご指定の金融機関口座から、納期ごとに自動的に納付額を振り替えて納付する制度です。

手続きは簡単！ 2ステップです

！ステップ①

口座振替依頼書(*)に必要事項を記入して通帳届け出印を押印してください。

(*)口座振替依頼書は、役場健康づくり推進課・税務課・会計室および、町内の各金融機関の窓口に置いてあるほか、年度当初の納税通知書に同封しています。

！ステップ②

指定の金融機関窓口に提出してください。
これで申し込みの手続きは完了です。

手続きに必要なもの

- 納付書(納税通知書)
- 預貯金通帳
- 通帳届け出印



※訂正の際、通帳届け出印が必要な場合がありますので、金融機関などへ口座振替依頼書を提出される時は、届け出印を必ず持参してください。

口座振替をご利用できる金融機関など

- 肥後銀行
- 熊本ファミリー銀行
- 熊本第一信用金庫
- 熊本信用金庫
- 上益城農協
- ゆうちょ銀行

国民年金 ねんきん

ご存知ですか？ 学生納付特例制度



日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

しかし、学生は、申請すると在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。学生での国民年金保険料が納められないときには、役場健康づくり推進課国保年金係へ申請してください。

■承認されると・・・

申請された年度の保険料の納付が猶予されます。
※学生納付特例の承認期間は、年金を受給するための資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納付が可能となっています(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算額がつきます)。

■対象となる人

20歳以上の学生で、本人の前年所得が原則118万円以下の学生

■対象となる学生とは？

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上ある課程)に在学する学生

■申請に必要なもの

- ①学生証または平成24年4月1日以降に交付された在学証明書(写し可)
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)

◆学生納付特例の申請の簡素化◆

平成23年度に学生納付特例を承認された人のうち平成24年度も引き続き在学予定の人が対象です。日本年金機構から3月下旬に送付された「ハガキ形式の申請書」を提出するだけで申請ができます。役場健康づくり推進課窓口での更新手続きは必要ありません。